平成３０年（フ）第３０２号
名古屋市中区栄２丁目７番１号
破産者　日本メンテナンス株式会社
1　決定年月日　平成30年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第２３号
兵庫県伊丹市鴻池１丁目８番25号
破産者　有限会社田中産業
1　決定年月日　平成30年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成３０年（フ）第３２２号
東京都三鷹市中原２丁目11番16号
破産者　株式会社グランドロウ
1　決定年月日　平成30年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第３２３号
東京都三鷹市中原３丁目13番１―403号
破産者　渡邉　健一
1　決定年月日　平成30年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第４３５号
東京都八王子市椚田町592番地48エステート峰105号
破産者　髙橋百合亜（旧姓笠原）
1　決定年月日　平成30年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第２０２号
長野県松本市宮田18番25号
破産者　株式会社ロイヤルクック
1　決定年月日　平成30年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所松本支部

平成２８年（フ）第６９号
長野県岡谷市川岸西１丁目１番17号
破産者　有限会社コマツ金属工業
1　決定年月日　平成30年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２９年（フ）第２７号
京都府福知山市大池坂町119番地の13
破産者　株式会社光徳
1　決定年月日　平成30年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所福知山支部破産係

破産手続終結

平成２９年（フ）第１１４９号
千葉県船橋市三山１丁目17番６号
破産者　河野　　光
1　決定年月日　平成30年６月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１５１９号
千葉県船橋市本中山６丁目13番13―306号
破産者　保戸田謙二
1　決定年月日　平成30年６月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２９年（フ）第４５号
茨城県つくばみらい市陽光台１―16―６　レオパレス103号、住民票上の住所栃木県佐野市高砂町679番地12
破産者　山下　剛丘
1　決定年月日　平成30年６月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２８年（フ）第１１８号
鹿児島県姶良市平松4696番地10　エリヴェール姶良Ｃ203号、開始決定時の住所鹿児島県鹿屋市田崎町4542番地３　かりんハイツ206号
破産者　山形　龍史
1　決定年月日　平成30年６月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２９年（フ）第１４６号
山形市双月町３丁目２番16号
破産者　石澤　伸一
1　決定年月日　平成30年６月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第９９号
茨城県土浦市真鍋４丁目２番25号
破産者　関　　敦史
1　決定年月日　平成30年６月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第１４０号
茨城県かすみがうら市牛渡2005番地
破産者　椎名　正紀
1　決定年月日　平成30年６月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第４８７号
横浜市港南区港南台１丁目12番５号　ＭＫハイツⅡ港南台102
破産者　中嶋　裕治
1　決定年月日　平成30年６月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第６号
神奈川県逗子市沼間６丁目５番２号　パシフィックガーデン102号
破産者　白崎　広志
1　決定年月日　平成30年６月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（フ）第７９７号
神戸市東灘区本山北町３－４－18トラスト本山ビル302号室、住民票上の住所神戸市東灘区本山北町３丁目６番10号メープル岡本４階
破産者　家崎　美明
1　決定年月日　平成30年６月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１０２５号
神戸市灘区徳井町２丁目１番６号　ミレアプロ六甲501
破産者　屋敷　道明
1　決定年月日　平成30年６月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部